

特定事業所集中減算算定表 提出要否フローチャート

次の判定期間を対象に特定事業所集中減算算定表を作成

○判定期間：（前期）3月1日から8月末日，（後期）9月1日から2月末日

○判定対象サービス：訪問介護，通所介護，地域密着型通所介護，福祉用具貸与

前回作成の事業所集中減算の判定結果

減算あり

減算なし

新規事業所等で前回作成していない場合も含む

今回の算定結果（算定表dの割合が
80%を超えたサービスの有無）

ある

ない

次のとおり指導監査課へ書類を提出する

○提出物：①特定事業所集中減算算定表
②正当な理由を確認できる資料 ※1

○提出期限：（前期）9月15日まで ※2
（後期）3月15日まで ※2

○提出方法：メール，郵送又は窓口

○提出先：（メールアドレス）info-shdk@city.kashiwa.chiba.jp
（住所）〒277-8505 柏市柏5丁目10-1
柏市指導監査課（別館4階） ※3

※1 「正当な理由と認めるもの」に該当する場合のみ

※2 土曜日・日曜日・祝日の場合は前開庁日

※3 郵送の場合，「特定事業所集中減算」と封筒に朱字で記載してください

作成した特定事業所集中減算算定表を，2年間保存する。